

保存版

国保だより

平成30年 9月号
八代市役所 国保ねんきん課

秋の複合健診のお知らせ

特定健診と一緒に希望するがん検診が半日で受けられます！
40歳以上でまだ今年度の検診を受けていない方は、保健センターへ
申し込みください。（各先着200名）

日 程	場 所
10月13日（土）	八代市保健センター
11月10日（土）	八代市鏡保健センター
11月11日（日）	八代市保健センター

健診項目

特定・高齢者健診、肺がん・結核検診、
胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん・乳がん検診、腹部超音波検診



予告「糖尿病対策!～糖尿病が分かる講座～」開催のお知らせ

	内 容	日 時
1部	なぜ血糖コントロールしないといけないの？ 講師：わたなべ内科クリニック 渡辺医師	10月31日(水) 13:30～受付 14時～16時
2部	食事から考える血糖コントロール 栄養・運動講話	11月15日(木) 13:30～受付 14時～16時

☆詳しい内容は、広報やつしろ10月号でお知らせします。健診結果等で血糖値が気になった方は、ぜひ申し込み下さい。

《問合せ・申込み先》 *八代市保健センター TEL:32-7200 *八代市鏡保健センター TEL:52-5277

国民健康保険の各種手続き…高額介護合算療養費

高額介護合算療養費とは、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するために設けられている制度のことです。世帯での1年間（平成29年8月1日～平成30年7月31日）で医療と介護の自己負担額を合算したものが下表の限度額を超えた場合、その超えた額を申請により払い戻します。

なお、払い戻しの見込める世帯には別途通知します。

【申請に必要なもの】 保険証、マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード、認め印、世帯主名義の通帳、自己負担額証明書（必要に応じて）

70歳以上75歳未満の人だけの世帯			左記以外の世帯	
区 分	自己負担限度額	区 分	自己負担限度額	自己負担限度額
高齢受給者証の負担割合が3割 となっている場合①	67万円	課税所得が901万円超	212万円	
		〃 600万円超901万円以下	141万円	
一般（①②以外）	56万円	〃 210万円超600万円以下	67万円	
		〃 210万円以下	60万円	
世帯主と国保加入者全員が 住民税非課税の場合②	低Ⅱ※	世帯主と国保加入者全員が 住民税非課税の場合	31万円	
	低Ⅰ※		19万円	
			34万円	

※区分 低Ⅱ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税

低Ⅰ：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる。

医療給付係（24番窓口）TEL:33-4113

正しく施術を受けましょう!

整骨院・接骨院のかかり方

健康保険等が使える?使えない?

整骨院・接骨院における柔道整復師による施術は、国保や後期高齢者医療、健康保険等が**使える場合と使えない場合があります。**

●健康保険等が使えるもの —ケガや原因のある痛み—

●医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき。（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ることが必要です。）

●骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

○日常生活やスポーツで、くじいたり打ったりして、負傷したとき

○日常生活やスポーツで、同じ動作の繰り返しや姿勢を変える動作によって、負傷したとき

具体例 ・ 日常生活中、椅子から立ち上がろうとしてひねった際、腰が痛くなった
・ 日常生活中、急に方向を変えようとした際、膝に痛みが出た など



◆健康保険等が使えないもの —ケガや原因のある痛み—



◆単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労

◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術

◆病院、診療所などで、同じ負傷等を治療されている場合

◆労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

☆ 負傷原因を正確に伝えましょう。

健康保険等は治療を目的としたものであり、上記のように健康保険等の対象とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。また、交通事故等による第三者行為の場合は保険者に連絡してください。

☆ 施術が長引く場合は、内科的要因も考えられますので、一旦、医師の診察を受けましょう。

☆ 療養費支給申請書の内容をよく確認し記入しましょう。

受領委任の場合は柔道整復師が患者さんに代わって保険請求を行うため、施術を受けたときは、傷病名、日数、金額等をよく確認し、療養費支給申請書の受取代理人の欄に、原則、患者さん自ら記入してください。

☆ 領収証を受け取りましょう。

施術所においては、領収証の発行が義務付けられています。必ず受け取り大切に保管してください。高額療養費や医療費控除申請に使えます。また、保険者から定期的に届く医療費通知に誤りがないか確認してください。（一部負担金は10円未満を四捨五入して徴収しますので、誤差が生じる場合があります。）